

「原子力発電対策特別委員会」の設置について

○ 背景と設置目的

平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の太平洋側の沿岸部を中心に壊滅的な被害を与え、中でも東京電力福島第一原子力発電所を襲った津波は、設計時の想定を大きく上回った規模で原発の諸施設を直撃し、我が国原子力発電所災害史上未曾有の被害をもたらした。

被災から2ヶ月以上を経過した現在でも、福島県では多くの周辺住民が避難や屋内待避を余儀なくされ、雇用と生活の場を失う不安に直面し続けている。

このような原子力発電所事故が及ぼす影響の大きさを踏まえ、全国知事会としても、日本各地に数多く立地する原発の安全対策などについて検討する新たな特別委員会を設けることとするものである。

原子力発電対策特別委員会設置要綱

1 設置目的

全国知事会に原子力発電対策特別委員会（以下「委員会」という。）を設置し、東日本大震災による原子力発電所事故の周辺住民の安全や経済活動に及ぼす影響を踏まえ、日本各地に数多く立地する原子力発電所の安全対策などについて検討を行い、その確立に向けて的確な対策を推進するものとする。

2 組織

- (1) 委員会は、あらかじめ委員会に参加を表明した知事をもって組織する。
- (2) 委員は、全国知事会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。
- (3) 委員長は、会長の推薦に基づき、委員会で選任する。
- (4) 委員長は、会議を主宰し、委員会を代表する。
- (5) 委員会に副委員長を置く。副委員長は委員長の指名する者が務める。
- (6) 委員以外の知事は、委員会に出席して意見を述べることができる。
- (7) 委員会に幹事を置く。幹事は委員都道府県の関係部長をもってこれにあてる。

3 事務

委員会の事務は、委員長都道府県及び全国知事会事務局が協力して処理する。

4 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に必要な事項は、委員長が別に定める。

5 施行

この要綱は、平成二十三年五月三十一日から施行する。